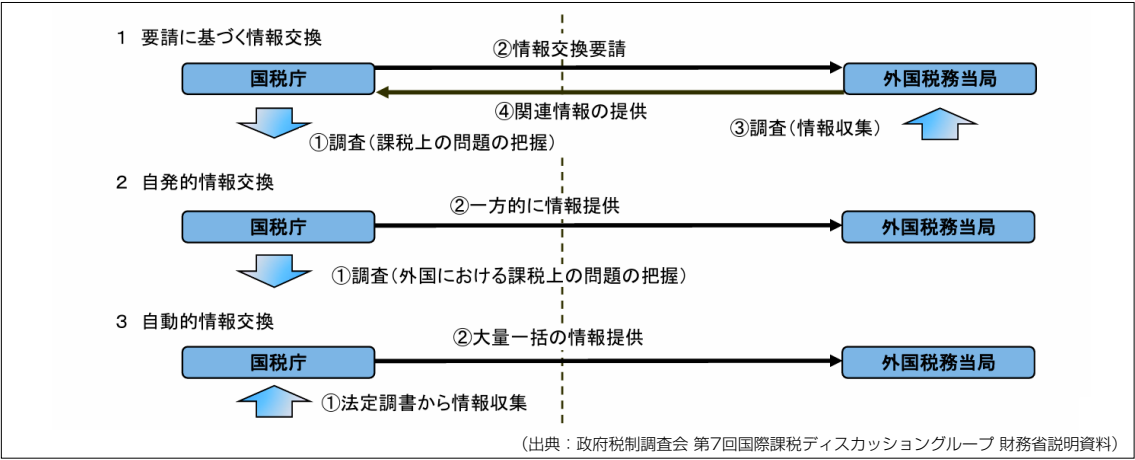
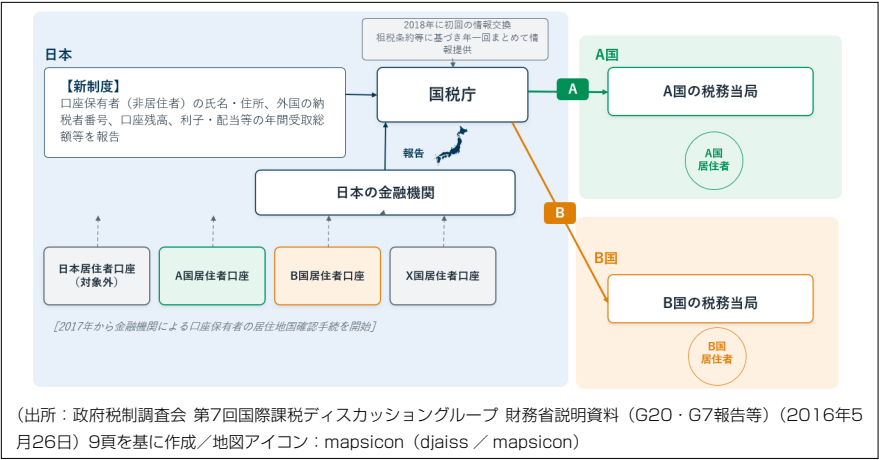


図表1 租税条約に基づく情報交換の3つの形態



図表2 日本から外国への情報提供のイメージ（非居住者口座 → 各国税務当局）



図表3 「報告対象国」一覧表（令和8年報告分）

○「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の6第2項第1号及び「外国居住者等の所得に対する相互主権による所得税等の非課税等に関する法律」第41条の2第2項第1号に規定する「報告対象国」は以下のとおりです。令和7年報告分とは対象となる国・地域が異なっていますのでご注意ください。

○報告金融機関等は、これらを「報告対象国」として、令和8年4月30日（木）までに所轄税務署長に報告を行うことになります。

報告対象国（計108か国・地域）					
アイスランド	エストニア	コスタリカ	セントビンセント	パキスタン	マルタ
アイルランド	オーストラリア	コロンビア	セントマーチン	パナマ	マレーシア
アゼルバイジャン	オーストリア	サウジアラビア	セントルシア	バヌアツ	マニラ
アルゼンチン	オマーン	サモア	タイ	バルバドス	南アフリカ共和国
アルバ	オランダ	サンマリノ	大韓民国	ハンガリー	メキシコ
アルバニア	ガーナ	ジブラルタル	台湾	フィンランド	モーリシャス
アルメニア	ガーンジー	ジャージー	チェコ	フェロー諸島	モナコ
アンティグア・バーブーダ	カザフスタン	ジャマイカ	中華人民共和国	ブラジル	モルディブ
アンドラ	カタール	ジョージア	チリ	フランス	モルドバ
イスラエル	カナダ	シンガポール	デンマーク	ブルガリア	モントセラト
イタリア	キプロス	スイス	ドイツ	ブルネイ	ラトビア
インド	キュラソー	スウェーデン	ドミニカ国	ベリーズ	リトニア
インドネシア	ギリシャ	スペイン	トリニダード・トバゴ	ペルー	リヒテンシュタイン
ウガンダ	クック	スロバキア	トルコ	ベルギー	ルーマニア
ウクライナ	グリーンランド	スロベニア	ナイジェリア	ポーランド	ルクセンブルク
ウルグアイ	グレナダ	セーシェル	ニューカレドニア	ポルトガル	ルンダ
英国	クロアチア	セネガル	ニュージーランド	香港	レバノン
エクアドル	ケニア	セントクリストファー・ネイビス	ノルウェー	マカオ	ロシア

(以上)
(出典：国税庁ホームページ)



どこまで海外の金融口座は、税務当局に見えるのだろうか？

海外に銀行口座を持つことは、もはや一部の富裕層だけの話ではなくなっており、国外赴任中に開けた銀行口座を帰国後もそのまま保有している方をはじめ、海外証券会社で株式を運用している方、国外に移住した家族から金融資産を相続した方など、税理士側が海外金融口座に接する機会は確実に増えているといえる。

その際、納税者から尋ねられるのは、「海外の口座でも税務署に分かるのですか」という質問である。

結論からいえば、一定の金融口座情報については、各国の税務当局間で自動的に交換される仕組みが既に構築されている。その中心にあるのが、CRS（Common Reporting Standard：共通報告基準）というクロスボーダーの金融口座情報交換制度である（図表1）。

CRSの仕組みと流れ

経済取引のグローバル化に伴い、外国の金融口座を利用した国際的な脱税や租税回避への対応が各国共通の課題となった。そこでOECDが策定したのがCRSという仕組みであるが、それは意外にシンプルである。

例1

日本の居住者がCRS参加国であるA国の金融機関に口座を保有しているとする。A国の金融機関は、その口座保有者が日本の税務上の居住者であることを確認すると、一定の口座情報をA国の税務当局へ報告する。そしてA国税務当局から日本の国税庁へ、その情報が提供される。逆も同様である。外国の居住者が日本の金融機関に口座を保有していれば、日本の金融機関から国税庁へ報告され、その情報が相手国の税務当局へ提供される（図表2）。

いわゆる、

【金融機関】→【自国の税務当局】
→【相手国の税務当局】

というルートで金融口座情報が国境を越えて移動する仕組みとなっている。

なお、CRSには、令和8年現在で日本を含む108を超える国・地域が参加しており、国際的な金融口座情報交換のインフラとして定着してきている（図表3）。

一方、米国については少し事情が異なり、米国はCRSには参加せず、自国のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）を中心とした情報収集・交換の仕組みを採用している。

どのような人の金融情報の報告がされるのだろうか？

CRSで重要なのは、国籍ではなく、原則として税務上の居住地である。

な場合には、当然、その理由を確認される可能性が出てくる。

例 4

国外財産調書との関係も重要である。CRSで海外金融口座の存在が把握されているにもかかわらず、国外財産調書にはその金融資産が記載されていないとなれば、税務当局からは確認点となり得る。

したがって、現在の税務実務側では、【確定申告書＋国外財産調書＋財産債務調書＋CRS情報】をそれぞれ別々の制度ではなく相互に整合しているかという視点が必要になってくる点がポイントになる。

実務で問題になりやすいケース！

① 帰国後も海外口座を
放置しているケース

海外赴任中に開設した銀行・証券口座を帰国後もそのまま保有し、本人は「米国勤務時代の口座だから日本とは関係ない」と考えている。しかし、日本居住者となった後に利子や配当などが発生すれば、日本側の課税関係を検討しなければならぬのを失念しがちである。

居住者であれば、日本が報告先となり得る。

金融機関は口座開設などの際に、氏名、住所、生年月日、居住地国、外国の納税者番号などを記載した届出書の提出を求めている。日本のマイナンバーそのものだけで判定する制度ではなく、どこの国の税務上の居住者なのかを確認することが重要となっている。

また、対象となる金融機関は銀行だけではなく、証券会社、一定の投資事業体や保険会社なども含まれる。したがって、CRSは海外銀行口座の情報交換にとどまらず対象は広範囲になっている。

どのような情報が日本へ届くのか？

それでは、海外の金融機関から日本の国税当局へ何が伝わるのだろうか？ 報告対象となるのは、口座保有者の氏名、住所、生年月日、居住地国、外国の納税者番号などの本人情報に加えて、金融機関が口座を識別するための番号、年末時点の口座残高、さらに年間利子、年間配当、他の収入や金融資産の売却・償還による収入金額などが掲げられている（図表4）。

- * 誰が、
- * どここの金融機関に、
- * どういった口座を持ち、

② 居住地情報が更新されていないケース

海外赴任、帰国、再赴任を繰り返す納税者では、金融機関に登録されている住所と実際の税務上の居住地が一致していないことがある。CRSでは居住地国の判定が重要であるため、金融機関側の登録情報についても確認する必要がある。

③ 口座残高だけを見て安心するケース

CRSでは、口座残高だけではなく、一定の利子・配当・売却代金なども報告対象となる。したがって、「年末残高が少ないから問題ない」という考え方は危険ともいえよう。

④ 米国もCRSだと認識しているケース

米国はCRS非参加国であり、FATCAを中心とした別の仕組みを採用している。したがって、米国口座についてはCRS参加国の口座と同じ説明をそのまま当てはめるべきではないといえる。

* 年末にいくらあり、

* その年にどのような収入が発生したか？！という情報までが把握できる仕組みになっている。金融機関は報告対象口座について税務当局へ情報提供し、日本国税庁が受け取った情報をCRS対象国の税務局へ提供する。反対に、外国税務局から日本国税庁へ日本居住者に関する情報が送られてくる。

税務実務で問題になる
CRS報告について

実際の税務実務側で重要な点についてであるが、CRSによって海外口座の情報が日本へ届いたからといっても、海外口座を持つこと自体は違法でもなく課税されるものでもなく、即座に申告漏れが指摘されることもないのであるが、問題となるのはCRS情報と日本の申告内容との間に差異がある場合である。

例 3

日本居住者が海外証券口座に1億円相当の金融資産を保有し、そこから多額の配当を受け取っていた。CRS情報では口座残高や配当などが日本へ報告されている一方、日本の確定申告書には国外配当が計上されていない。このよう

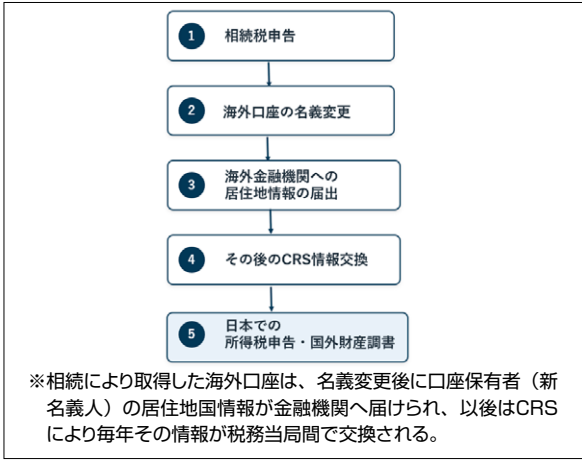
税理士側が顧問先に
最初に聞くべきポイントとして

海外資産を持つ顧問先については、海外の財産の有無という質問以外に次のような確認も必要になる。

- 例えば、
- * 海外の銀行口座の有無
- * 海外証券会社の口座の有無
- * 海外赴任時代の口座を残していないか
- * その口座から利子や配当を受け取っていないか
- * 金融機関へ日本の住所・居住地を届け出ているか

というところまで具体的に確認する必要がある。特に海外勤務経験者の場合、本人が「資産」と認識していない古い口座が残っていることもある。税務当局側の国際的な情報収集能力が高まる中、納税者から申告された海外資産だけを見するという受け身の対応では不十分になりつつある。

図表5 相続税申告後の海外口座に関する手続きの流れ



年末残高・年間配当・年間利子・年間売却代金・取得価額・実現損益・為替換算額

この一覧表によって、

か」を説明できる資料を残しておくことが求められる。例えば、海外証券口座について次のような数値の管理を一覧にしておくことも有益な根拠になり得ると考えられる。

ここはクライアントへの説明で誤解が生じやすいところである。

CRSで「1億円」と報告されたら1億円の所得？



例5

日本居住者であるA氏が海外の証券会社に口座を持っており、12月31日時点の口座価額が1億円であったとする。この場合、CRSによって「1億円」という情報が日本の税務当局へ提供される可能性があるが、この1億円がA氏の所得になるわけではない。

CRSで報告される情報には、年末時点の口座残高、生じた利子、配当、一定の金融資産の売却・償還などによる収入金額など性質の異なる数字が含まれている。

例えば、

- * 年末口座価額 1億円
- * 年間配当金 200万円
- * 株式売却代金 3,000万円

という情報が報告されたとしても、合計の1億3千2百万円が日本の課税所得になるというわけではない。1億円は一定時点における資産価額であり、200万円は配当という収入、3,000万円は株式などの売却による収入金額であり、売却について日本で課税される所得を計算する場合には、取得費などを考慮して譲渡所得を計算することになる。

いわゆる、CRSで交換される数字と、日本の所得税申告書に記載される所得金額は必ずし

確定申告書 + 国外財産調書 + 財産債務調書 + 海外金融機関のStatement

との関係が説明できる。

これからの国外資産実務では、「正しい申告」というだけでなく、税務当局が持っている国外情報と税務実務側が提出した申告書との違いが説明できることは特に重要になろう。

相続した海外口座も忘れてはいけない

さらにCRSとの関係で今後問題になりやすいのが国際相続である。

例7

日本居住者であるB氏の父が海外に銀行口座や証券口座を持ったまま死亡し、B氏がその金融資産を相続したとする。相続した時点では相続税の問題が生じるが、実務では、相続手続が完了して口座の名義がB氏へ変更され、その後海外金融機関に口座が残っていれば、B氏が日本の税務上の居住者であることで口座情報がCRSの対象となる可能性がある（図5）。

も一致しないことになる。よって、CRS情報は、いわば税務当局が持つ「入口情報」であり、そこから実際の課税所得を計算するのは別の課題といえる。

確定申告・国外財産調書との数字の不一致が問題になる

次に税務処理側にとって重要なポイントは各申告書類との関係にある。

例6

A氏が海外証券口座に1億円相当の金融資産を保有していたとし、CRSによって海外金融機関から日本へ口座情報が提供される一方、A氏が提出した国外財産調書に当該口座が記載されていないければ、両者の間に差異が生じる。同様に、CRSの情報では年間200万円の配当が報告されているにもかかわらず、所得税の確定申告書に国外配当が全く記載されていないければ、その理由を確認する必要がある。

ただし、CRSで報告される金額と、国外財産調書に記載する財産価額は、制度上の評価時点や計算方法などが異なるため、数字に差異が生じ、申告漏れと判断されるとは限らない。このため、実務側では、「なぜ数字に差異があるの

したがって相続税申告だけを担当しその後の所得税や国外財産調書までフォローしていない場合には要注意といえる。

例8

海外証券を相続した後、その口座から配当を受け取っているにもかかわらず、本人が「相続した財産だから税金はもう払った」と考えているケース。

相続により財産を取得したことで、その後その財産から所得が発生することは別課税となる。課税関係は時間軸に沿って変化していくといえる。国際相続案件では、海外財産を「相続税申告時点の財産」として見るだけでは不十分で、相続後にその財産の保有されている状況もクライアントに確認しておくことが必要となる。

2026年以降は暗号資産にも広がる！

国際的な金融情報交換は、従来の銀行口座や証券口座以外に広がっているのが昨今である。OECDでは2022年にCARF（Crypto-Asset Reporting Framework：暗号資産報告枠組み）を策定し、日本でもこれに対応した報告制度が整備されている。制度自体は2026

年1月に施行済みで、実際の初回情報交換は2027年から行われることになった。

各国税務当局間で情報交換は大きな変化となってきた。

今後は税務実務側はクライアントに海外口座を尋ねるだけでは足りず、海外の暗号資産交換業者を利用していないか、国外で暗号資産を保有・取引していないかという確認も、国外資産ヒアリングの一部になっていくと考えられる。

CRSからCARFへの広がりを見ると、国際課税は銀行口座の把握制度から、「国外にある金融資産・金融取引を把握する」制度へと対象が広がってきている点に留意が必要といえる。

まとめ

以上のように、CRS自体は各国の税務当局が金融口座情報を共有するための情報交換制度であって、これ自体が課税制度ではないのであるが、税務当局が国外金融資産の存在を把握できるようになったことで、国外所得の申告、国外財産調書、財産債務調書などの整合性を確認するための情報が税務実務側では確実に増えてきている。

従来であれば、クライアントから海外資産の存在を伺い、それを基に申告書を作成するという仕事を中心であった。しかし現在では納税

者本人が認識していない海外口座についても、金融機関側から情報が提供される時代になってきている。

CRS時代の税務実務側に必要と思われるのは、クライアントがどの国に、どういった金融資産を持ち、そこからどのような所得が発生して、それが日本の確定申告書や国外財産調書に反映されているのかを一本につなげて確認することといえる。

いうなれば海外金融口座をめぐる税務は、「海外にあるから見えない」という時代から、「各国が情報を持ち寄り照合する」時代へと移ってきている。

CRSの対象が銀行・証券口座などから暗号資産へと広がっていくことを考えれば、この流れは今後さらに強まると考えてよいのではないだろうか。



Kiyomi Kindaichi (金田一喜代美)

税理士・CFP®・CIPS®・国際不動産投資コンサルタント (JARECO)
中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、辻・本郷税理士法人にて国際資産税準備室長を経て国際税務にて独立をした。その後2024年10月には国際資産専門コンサルGEPAS inc.を設立。現在カチエル等で個人国際税務相談員に着任しながら世界各国の多くの個人・相続の国際実務経験を有する。的確な対応に顧客から高評価と篤い信頼を受ける。中央大学法学部卒、慶応義塾大学院商学研究科修了、シンガポール三田会、和橋会等会員。